

ワシントン駐在問題に係る違法状態の早期是正を求める警告決議

去る9月議会、そして今議会におけるワシントン駐在問題に関する一連の質問・質疑において、数多くの疑惑・疑義が発覚するという前代未聞の状態となっている。その中でも次に掲げる2点に関して、違法状態を早急に是正すべきであると警告する。

沖縄県DCオフィス株式会社の出資金の問題である。執行部の答弁によれば、1000ドルの出資金を平成27年度予算の委託料から支出したとのことであるが、その結果として出資による権利として、公有財産登録を怠っていたことが明らかになった。そもそも、委託料から出資金を捻出した結果、このような瑕疵が生じているわけであり、裏を返せば、予算を議決した議会としても「投資及び出資金」として認識していたわけではなく、委託料として説明を受けて議決しており、予算を提出した側も、議決した側も、いずれも出資を承認した認識は一切なかったというべきである。

地方自治法第96条第1項第6号によれば、「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。」とあり、出資に当たっては議会の議決を経る必要がある。

通常、出資を行う場合、予算の議決をもって承認されたものとみなされるわけだが、前記のとおり予算において出資の目的を双方が認識していなかったことを考えれば、改めて本号に基づき、議会の議決を得る必要があるわけであり、執行部に対し、追認の議案を提出するよう求める。

また、現在ワシントン駐在を発令されている2名の職員の身分に関して、執行部の答弁によれば、駐在職員は公務員と民間企業の役員との二つの身分を有しており、地方公務員法に基づく営利企業従事許可を欠いた違法状態にあることを明確に認めた。しかしながら、一日のうちどの時間帯は会社役員としての業務に従事しているか、他の時間は公務員としての業務に従事しているか、こうした点を切り分けることができないとの答弁もあった。どの時間帯が公務員で、どの時間帯が会社役員かを明確に分別管理できない以上、いずれの身分に対して給料ないし報酬を支払うべきなのか、根拠が極めて曖昧となる。

こうした地方公務員の解釈が果たして許されるものなのかどうか、法律を所管する総務省に確認をすることもなく、答弁を行っていることは由々しき事態であり、早急に対応を図る必要がある。

よって、沖縄県議会は沖縄県DCオフィス株式会社設立に当たっての出資金及び駐在職員に係る営利企業従事許可手続に関し、違法状態を早期に是正するよう警告する。

以上、決議する。

令和6年12月20日

沖 縄 県 議 会

沖縄県知事 宛て